

農業経営基盤の強化の促進に
関する基本的な構想

令和5年8月

青 森 市

～ 目 次 ～

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	…	2
1 農業の現状	…	2
2 農業の基本方向	…	2
3 育成する農業経営体の経営目標	…	2
4 基本的施策	…	3
5 新規就農者数の確保目標	…	4
6 地域別特徴と施策の方向	…	5
第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	…	7
第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	…	8
1 経営目標	…	8
2 新規就農者等の指標	…	8
第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	…	9
1 農業を担う者の確保及び育成の考え方	…	9
2 青森市が主体的に行う取組	…	9
3 関係機関との連携・役割分担の考え方	…	9
4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供	…	10
第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	…	10
1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標	…	10
2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標	…	10
第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	…	11
1 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項	…	12
2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準、その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	…	12
3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進、その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	…	14
4 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	…	15
第6 その他	…	16

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 農業の現状

青森市は青森県のほぼ中央に位置し、北部は陸奥湾に面し、東部と南部は奥羽山脈の一部をなす東岳山地から八甲田連峰に、西部は津軽山脈から津軽平野へ連なるなど、雄大な自然環境に囲まれている。気候は、夏が短く冬が長い冷涼型の気候に属し、特に冬は、積雪量が多く、全域が国の特別豪雪地帯に指定されている。

また、青森県の県庁所在都市として都市機能が集積しているほか、高速道路や新幹線などの高速交通網をはじめ、空港や港を有する交通の要衝であるとともに、本州と北海道を結ぶ結節点として、165万人規模の人口を有する青函交流圏の中核を担っている。

青森市の農業構造は、耕地面積8,400ha、うち水田5,220ha、畑3,170haとなっており、面積の62.1%が水田、37.7%が畑で占められている。農家戸数では、総農家戸数1,470戸、うち経営耕地面積1ha未満が602戸、1ha以上3ha未満が557戸、3ha以上が311戸となっており、基幹的農業従事者数については総数2,279人、うち60歳以上は1,711人となっている。

このような中、青森市農業は、約28万人の消費者を抱える産地であるという利点を活かしながら、肥沃な青森平野に位置する青森地区では都市近郊として、稲作を中心に野菜、花き等を取り入れた複合経営が展開されているほか、津軽平野の東端に位置する浪岡地区ではりんごを中心とした果樹に水稲などの生産活動を展開している。特にりんごについては全国トップクラスの生産量を誇り、販売面では減農薬栽培やエコファーマーの認定を取得し、ブランド確立に取り組んでいる。

しかしながら、全国的に共通する輸入農産物の増加や生産者価格の低迷、農業従事者の高齢化や後継者不足などの課題は青森市においても例外ではなく、青森市農業の持続的発展のためには、新規就農者や企業の農業参入など、新たな担い手の育成・確保を図るとともに、農業団体や組織経営体の育成を通じて、多様な担い手を確保する必要がある。

2 農業の基本方向

国では、令和2年3月31日に閣議決定された「新たな食料・農業・農村基本計画」において、これまで取り組んできた農地中間管理機構を通じた担い手への農地の集積・集約化、農林水産物・食品の輸出促進、米政策改革による需要に応じた生産の推進、日本型直接支払制度の創設、農業協同組合及び農業委員会の改革など、農政全般にわたる改革に加え、経営規模の大小や中山間地域といった条件にかかわらず成長産業化の土台となる生産基盤の強化やスマート農業の社会実装の加速化による生産性の向上など、引き続き、産業政策と地域政策を車の両輪として推進する方針を示している。青森市においても、引き続き、環境変化に柔軟に対応しうる農業者の経営基盤確立とさらなる経営発展、魅力ある農業・農村の実現と持続的な発展が図られるよう、意欲あるすべての農業者が将来にわたって農業を継続しながら経営発展に取り組む環境を整備し、これを土台に農業者の創意工夫による取組みを後押しすることにより、競争力のある経営体の育成・確保を図る。加えて、新たに農業経営を営もうとする青年等（以下「新規就農者等」という。）の確保と定着化に向けた取組みを支援し、将来の担い手として育成を図る。また、土地利用型農業については、今後5年間に高齢化等で大量の農業者が急速にリタイアすることが見込まれる中、地域での話し合いを通じた合意形成により実質的な規模拡大を図り、一定規模の経営体が大宗を占める構造を目指すこととする。

3 育成する農業経営体の経営目標

地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経

営体を育成することとする。

具体的な経営の指標は、青森市及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（1世帯あたり450万円程度、主たる農業従事者1人あたり380万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人あたり2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、これらの経営が青森市農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指す。

新規就農者等については、青年等に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、育成・確保を図っていくものとする。

具体的な経営の指標は、他産業従事者や育成する経営体と均衡する年間総労働時間（主たる農業従事者1人あたり2,000時間程度）を水準としつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（先に示した育成する農業経営指標の5割程度、すなわち世帯あたりの年間農業所得225万円程度、主たる農業従事者1人あたりの年間農業所得190万円程度）を目標とする。

4 基本的施策

3の目標を達成するために講ずる基本的な施策は次のとおりとする。

- (1) 将来の農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すにあたって、これを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置について、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条の農業経営改善計画及び第14条の4の青年等就農計画の認定制度を望ましい経営の育成施策の基本とし、法第12条第1項の農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）並びに第14条の4第1項の青年等就農計画の認定を受けた新規就農者（以下「認定新規就農者」という。）等を主な対象とし、総合的に実施する。
- (2) 青森市は、青森農業協同組合（以下「農業協同組合」という。）、東青地域県民局地域農林水産部等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため青森市担い手育成総合支援協議会を通じ、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするための話し合いを促進する。さらに、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して上記の青森市担い手育成総合支援協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって地域農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。
- (3) 農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、現在実施している青森市農業委員会（以下「農業委員会」という。）を核とした農地あっせん活動及び農業委員などによる掘り起こし活動により、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて、利用権設定等を進める。
- (4) 担い手の経営農地が分散している現状を踏まえ、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「中間管理事業法」という。）第2条第4項。）が行う農地中間管理事業（中間管理事業法第2条第3項）の積極的な活用により、集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。
- (5) 遊休農地については、農業上の利用の増進を図る農地とそれ以外の農地とに区分し、農業上の利用の増進を図る農地については、認定農業者等への利用集積を図るなどにより遊休農地の発生防止及び解消に努める。

- (6) 水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落においては、地域での話し合いと合意形成を促進し、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者の経営改善に資するような団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の实情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。
- (7) 農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、東青地域県民局地域農林水産部農業普及振興室の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。
- (8) 生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、法人等の組織経営体への経営発展母体や、地域を一つの会社と見立てて経営していく「地域経営」推進母体として重要な位置づけを持っており、オペレーター育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。
- (9) 市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。
- (10) 効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他小規模な兼業農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。
- (11) 上記の施策について、青森市は、関係機関、関係団体と連携しつつ積極的な推進を図るものとする。

また、青森市、農業委員会、農業協同組合、東青地域県民局地域農林水産部等で構成する青森市担い手育成総合支援協議会の活動を通して、認定農業者及び認定新規就農者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導を行うとともに、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営のさらなる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

5 新規就農者数の確保目標

青森市の新規就農者数は、平成28年から令和2年までの5年間で43名となっており、営農類型別では、野菜や果樹に取り組むケースが多く見られる。

一方で、農業従事者については、今後も高齢化等による減少が見込まれており、水稻や果樹のほか、都市近郊としての立地に即した野菜産地としての生産の維持・拡大を図っていくため、経営感覚の優れた地域農業の担い手を、将来にわたって安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

このため、青森市において新たに農業経営を行おうとする者が、将来にわたって効率的かつ安定的な農業生産を実現できるよう支援する措置については、認定新規就農者や今後認定を受けようとする者を対象として、就農相談の段階から就農、経営定着の段階まで、これまで以上に総合的かつきめ細やかに支援していくことが重要であり、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介を行うほか、技術・経営面については青森市及び東青地域県民局地域農林水産部、並びに農業協同組合等が十分に連携して重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

＜新規就農者数の目標＞

区 分	目標（令和12年度）
新規就農者数	8人／年

6 地域別特徴と施策の方向

地区名	特 徴	施策の方向
後潟	水田は基盤整備され、水稻を中心に小麦、そば、野菜や花きなどが栽培されており、認定農業者による規模拡大や集落営農組織の法人化による農地集積が進み、農地利用率は高いが、一部で遊休農地が見られる。	水田農業の高度化に向けて集落営農組織の法人化を進めるとともに、担い手への農地集積を図る。
奥内	水田は基盤整備され、水稻を中心にそば、野菜などが栽培され、認定農業者による規模拡大や集落営農組織により農地集積され、農地利用率は高いが、畑地で遊休農地が見られる。	水田農業の高度化に向けて担い手への農地集積を図る。
油川	基盤整備されていない水田が多く一部で遊休農地が見られるが、基盤整備に向けた地域の話合いが行われている。認定農業者や法人により、水稻、そば、野菜などが栽培されている。	水田農業の維持を図るため、水田の基盤整備の実現に向けた合意形成を支援する。
新城	基盤整備されていない水田が多く一部で遊休農地が見られる。山間部の農地も多いが、認定農業者や新規就農者により、水稻、野菜などが栽培されている。	水田農業の維持を図るため、水田の基盤整備の実現に向けた合意形成を支援する。
滝内	基盤整備されていない水田が多く遊休農地が見られる。山間部の農地も多いが、認定農業者により水稻やそばが栽培されているほか、野菜の施設栽培が盛んである。	新規就農者の育成と地域農業の維持・保全を図る。
大野	水田は基盤整備され、水稻を中心に野菜などが栽培され、大規模の認定農業者による農地の集積が進んでいる。露地野菜のほか、新規就農者による施設野菜の栽培も見られる。	水田農業の高度化に向けて農作業の効率化や低コスト生産の推進、担い手への農地集積を図る。
高田	水田は基盤整備され、水稻を中心に野菜などが栽培され、大規模の認定農業者による農地の集積が進んでいる。	水田農業の高度化に向けて、担い手への農地集積を図る。
荒川	水田の基盤整備が進められており、認定農業者による農地集積が進んでいる。水稻を中心に、野菜などが栽培されている。新規就農者による野菜栽培も見られる。	水田農業の高度化に向けて、担い手への農地集積を図る。

横内	基盤整備されていない水田が多く遊休農地が見られる。認定農業者により、水稲や野菜が栽培されている。	水田農業の維持を図るため、水田の基盤整備の実現に向けた合意形成を支援する。
筒井	水田の基盤整備が進められており、認定農業者による農地集積が進んでいる。水稲、野菜、果樹などが栽培されている。	水田農業の高度化に向けて担い手への農地集積を図る。
浜館	基盤整備されていない水田が多く一部で遊休農地が見られる。認定農業者により、水稲、野菜などが栽培されている。	水田農業の維持を図るため、水田の基盤整備の実現に向けた合意形成を支援する。
原別	水田の基盤整備が進められており、認定農業者による農地集積が進んでいるほか、後菟地域においては基盤整備に向けた地域の話合いが行われている。認定農業者により、水稲や野菜などが栽培されている。	水田農業の維持を図るため、水田の基盤整備の実現に向けた合意形成を支援する。
東岳	基盤整備されていない水田が多く一部で遊休農地が見られるが、矢田地域においては基盤整備に向けた地域の話合いが行われている。認定農業者により、水稲、野菜などが栽培されている。	水田農業の維持を図るため、水田の基盤整備の実現に向けた合意形成を支援する。
野内	基盤整備されていない水田が多く一部で遊休農地が見られるが、東岳地区の矢田地域とともに基盤整備に向けた地域の話合いが行われている。認定農業者により、水稲、野菜などが栽培されている。	水田農業の維持を図るため、水田の基盤整備の実現に向けた合意形成を支援する。
浪岡	一部で基盤整備されていない水田がある。認定農業者により、水稲、野菜、果樹などが栽培されている。	地域農業の維持・発展に向けて、生産性向上、担い手への農地集積と新規就農者の育成を図る。
大杉	一部で基盤整備されていない水田がある。認定農業者により、水稲、野菜、果樹などが栽培されている。	地域農業の維持・発展に向けて、生産性向上、担い手への農地集積と新規就農者の育成を図る。
女鹿沢	水田は基盤整備され、認定農業者により水稲や果樹が栽培されている。	地域農業の維持・発展に向けて担い手への農地集積と新規就農者の育成を図る。
野沢	水田は基盤整備され、認定農業者により水稲や果樹が栽培されている。若手農業者や新規就農者による果樹栽培が盛んである。	地域農業の維持・発展に向けて担い手への農地集積と新規就農者の育成を図る。
五郷	水田は基盤整備され、認定農業者により水稲や果樹が栽培されている。新規就農者による果樹栽培が見られる。	地域農業の維持・発展に向けて、生産性向上、担い手への農地集積と新規就農者の育成を図る。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に青森市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、青森市における主要な営農類型、農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等についてこれを示すと次のとおりである。

〈営農類型別の農業経営規模等に関する指標〉

経営	営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
個別	主食用米 + 飼料用米	《作付面積等》 主食用米=12.0ha 飼料用米= 9.7ha(直播) 《経営面積》 21.7ha	《資本装備》 トラクター(50ps) 1台 田植機(8条) 1台 コンバイン(4条) 1台 乾燥機(45石) 3台 パイプハウス(370坪) 他	・複式簿記記帳の実施により、経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施。	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入。 ・社会保険等の加入。 ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保。
	主食用米 + 飼料用米 + 野菜	《作付面積等》 主食用米=2.5ha 飼料用米=2.0ha 野菜=0.8ha (トマト, ミニトマト, 柿, ピーマン) 《経営面積》 5.3ha	《資本装備》 トラクター(30ps) 1台 田植機(6条) 1台 コンバイン(4条/共同) 1台 パイプハウス(303坪) 他	・複式簿記記帳の実施により、経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施。	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入。 ・社会保険等の加入。 ・水稲の乾燥調整は委託。 ・施設園芸に係る軽作業について、パート雇用従事者を確保。
	主食用米 + 飼料用米 + 施設野菜	《作付面積等》 主食用米=1.9ha 飼料用米1.4ha 野菜=0.26ha (トマト, ミニトマト) 《経営面積》 3.56ha	《資本装備》 トラクター(30ps) 1台 田植機(6条/共同) 1台 コンバイン(4条/共同) 1台 パイプハウス(800坪) 他	・複式簿記記帳の実施により、経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施。	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入。 ・社会保険等の加入。 ・水稲の乾燥調整は委託。 ・施設園芸に係る軽作業について、パート雇用従事者を確保。
	主食用米 + 飼料用米 + 果樹	《作付面積等》 主食用米=1.5ha 飼料用米=1.0ha(直播) りんご=1.7ha (つがる, ふじ, 王林, ジョナゴールド, 早生ふじ, トキ) 《経営面積》 4.2ha	《資本装備》 トラクター(30ps/共同) 1台 田植機(6条/共同) 1台 コンバイン(4条/共同) 1台 ステートスプレー(1000ℓ/共同) 1台 他	・複式簿記記帳の実施により、経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施。	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入。 ・社会保険等の加入。 ・水稲の乾燥調整は委託。 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保。
	主食用米 + 飼料用米 + 花き	《作付面積等》 主食用米=2.2ha 飼料用米=1.4ha(直播) 花き=0.2ha (トルコギキョウ) 《経営面積》 3.8ha	《資本装備》 トラクター(30ps/共同) 1台 田植機(6条/共同) 1台 コンバイン(4条/共同) 1台 ビニールハウス(606坪) 他	・複式簿記記帳の実施により、経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施。	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入。 ・社会保険等の加入。 ・水稲の乾燥調整は委託。 ・花きはハウス栽培。 ・施設園芸に係る軽作業について、パート雇用従事者を確保。
	果樹	《作付面積等》 りんご=2.2ha (つがる, ふじ, 王林, ジョナゴールド, 早生ふじ, トキ) 《経営面積》 2.2ha	《資本装備》 ステートスプレー(1000ℓ/共同) 1台 他	・複式簿記記帳の実施により、経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施。	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入。 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保。
	主食用米 + 飼料用米 + 肉用牛	《作付面積等》 主食用米=6.0ha 飼料用米=1.0ha(直播) 肉用牛 (繁殖牛27頭, 肥育牛25頭) 牧草=6.0ha 《経営面積》 13.0ha	《資本装備》 トラクター(50ps) 1台 トラクター(90ps) 1台 田植機(6条/共同) 1台 コンバイン(4条/共同) 1台 他	・複式簿記記帳の実施により、経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施。	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入。 ・社会保険等の加入。 ・水稲の乾燥調整は委託。 ・ヘルパー制度の活用による労働ピークの軽減。
組織	主食用米 + 飼料用米 + 畑作	《作付面積等》 主食用米=35.0ha (移植15.0ha, 直播20.0ha) 飼料用米= 5.0ha(直播) そば=30.0ha 《経営面積》 70.0ha	《資本装備》 トラクター(30, 50ps) 計3台 田植機(8条) 3台 コンバイン(4条) 計3台 乾燥機(45石) 5台 パイプハウス(300坪) 他	・青色申告の実施。 ・経営体の体質強化のため、自己資本の充実を図る。	・給料制の導入。 ・社会保険等の加入。 ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保。

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

1 経営目標

第1の3に示すとおりとする。

2 新規就農者等の指標

新規就農者等が、魅力ある農業経営の実現に向けて、計画的に営農を進めるための目標とすべき経営指標を次のとおりとする。

〈営農類型別の農業経営規模等に関する指標〉

経営 個別	営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事の態様等
	主食用米 + 飼料用米	《作付面積等》 主食用米= 6.0ha 飼料用米= 5.0ha(直播) 《経営面積》 11.0ha	《資本装備》 トラクター(50ps/借用) 1台 田植機(8条/借用) 1台 コンバイン(4条/借用) 1台 パイプハウス(340坪/借用) 他	・複式簿記記帳の実施により、経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施。	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入。 ・社会保険等の加入。 ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保。
	主食用米 + 飼料用米 + 野菜	《作付面積等》 主食用米= 1.6ha 飼料用米= 1.3ha 野菜= 0.35ha (ニトト、ビーマン、露地ねぎ) 《経営面積》 3.25ha	《資本装備》 トラクター(30ps/共同) 1台 田植機(6条/共同) 1台 コンバイン(4条/共同) 1台 パイプハウス(90坪) 他	・複式簿記記帳の実施により、経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施。	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入。 ・社会保険等の加入。 ・水稻の乾燥調製は委託。 ・施設園芸に係る軽作業について、パート雇用従事者を確保。
	野菜	《作付面積等》 野菜= 0.36ha (ニトト、露地ねぎ、露地ビーマン) 《経営面積》 0.36ha	《資本装備》 トラクター(27ps/中古) 1台 パイプハウス(180坪) 他	・複式簿記記帳の実施により、経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施。	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入。 ・社会保険等の加入。 ・水稻の乾燥調製は委託。 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保。
	果樹	《作付面積等》 果樹= 1.1ha (つがる・ふじ・王林他) 《経営面積》 1.1ha	《資本装備》 ステートスプレー(1000ℓ/共同) 1台 他	・複式簿記記帳の実施により、経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施。	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入。 ・社会保険等の加入。 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保。

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

青森市の水稻、野菜、果樹などの農畜産物を安定的に生産し、農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、青森県農業経営・就農サポートセンター(法第11条の11に基づく農業経営・就農支援センター。以下「サポートセンター」という。)、東青地域県民局地域農林水産部、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制等に取り組む。

加えて、農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、研修の実施等の支援を行う。

2 青森市が主体的に行う取組

青森市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、サポートセンター、東青地域県民局地域農林水産部や農業協同組合と連携して、就農等希望者に対する情報提供、移住相談対応等の支援、必要となる農用地の紹介等のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面の様々な相談に対応するなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

さらに、地域農業経営基盤強化促進計画(以下「地域計画」という。)に基づく地域農業を担う者として新規就農者等を育成するときは、必要に応じて法第18条第1項の協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

青森市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、国や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

青森市は、サポートセンター、東青地域県民局地域農林水産部、農業委員会、農業協同組合等の関係機関と連携しつつ、青森市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農地の紹介、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

(1) 一般社団法人青森県農業会議、農地中間管理機構、農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。

(2) 個々の地域(地域計画の作成区域)では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

青森市は、関係機関と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、サポートセンター及び東青地域県民局地域農林水産部へ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、区域内において後継者がいない場合は、サポートセンター及び東青地域県民局地域農林水産部等へ情報提供する。

さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるようサポートセンター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標

第2及び第2の2に掲げる、これらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を、将来の地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェア及び面積の目標
面積のシェア：70%
なお、効率的かつ安定的な農業経営を営む農用地が分散状態になっている状況を踏まえ、農地の面的集積を促進していくため、農地中間管理機構が行う農地中間管理事業による農地の調整活動を積極的に行いながら農地利用集積における面的集積の割合を高めていくことを目標とする。

(注) 1 上記のシェア目標は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地の利用〔基幹的農作業（水稲については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。〕面積のシェアの目標である。

2 目標年次は令和12年度とする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

青森市の平坦部では、水稲、果樹を主体とする土地利用型農業を展開し、認定農業者を中心とした担い手への農地の利用集積が進んできているが、担い手ごとの経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

また、山間部も一部地区で水稲、果樹を主体とする土地利用型農業を展開しているが、過疎化の進行、小規模経営や条件不利地での耕作、担い手や後継者不足等により農地の利用集積は

図られていない。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地のビジョン

青森市では、今後 10 年で更に農業従事者の高齢化等が進み、このような農地所有者から農地の貸付等の意向が強まることが予想され、受け手となる担い手への農地の利用集積を円滑に進めるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化等を図ることによって農地の引受能力を高め、さらなる規模拡大と経営改善を支援することが必要である。このため、各集落においては担い手となり得る者を明確にするとともに、農地の利用権設定や農作業の受委託により農地の利用集積を推進する。また、計画的なほ場整備を進めることにより担い手への利用集積を図っていく。

特に、青森市、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。

また、中山間地域や担い手が不足している地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、必要に応じて中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体の新規就農促進を図るエリアや有機農業の団地化を図るエリア等の設定を検討するとともに、放牧利用や蜜源利用、省力栽培による保全等の取組を進める。

(3) 農地利用ビジョン実現に向けた取組方針及び関係機関及び関係団体との連携等

青森市の将来の農地利用ビジョンの実現を図るため、以下の施策を推進することとする。なお、そのために関係機関等との間で農地に係る情報の共有化を進めるとともに、関係各課、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構及び青森市担い手育成総合支援協議会等による連携体制を整備する。

[農地利用のビジョンの実現を図るための施策]

施策名	地区名	実施予定年度	施策の概要等
農地利用集積事業	市内全地区	H26 年～	①実質化した人・農地プラン (R3～) ②農地中間管理事業 (H26～) ※②は市街化区域以外
土地改良事業	上野地区	H25 年～R3 年	区画整理：57.63ha
	幸畑地区	H25 年～R3 年	区画整理：38.0ha
	三本木・滝沢地区	H30 年～R7 年	区画整理：20.3ha
	銀地区	R4 年～R10 年	用排水等：127.0ha

第 5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

青森市が行う農業経営基盤強化促進事業の実施に当たり、法第 6 条第 2 項第 6 号により定める事項は以下のとおりとする。

なお、同事業の実施に当たり、別に定めのない場合は、農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成 24 年 5 月 31 日付け 24 経営第 564 号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）に即して

行うものとする。

1 法第 18 条第 1 項の協議の場の設置の方法、法第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域の基準その他法第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に関する事項

(1) 法第 18 条第 1 項の協議の場の設置の方法

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、農繁期を除いて設定することを基本とし、開催に当たっては、広報あおもりへの掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

参加者については、農業者、青森市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、東青地域県民局地域農林水産部、その他の関係者とし、協議の場において、当該区域における農業の将来の在り方、農業上の利用が行われる農用地等の区域、その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項などについて協議を行うほか、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を農業政策課内に設置する。

(2) 法第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

(3) その他法第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に関する事項

青森市は、地域計画の策定に当たって、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構、土地改良区、東青地域県民局地域農林水産部等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うほか、地域計画の実現に向け、農地中間管理事業や法第 7 条に規定する農地中間管理機構が行う特例事業を通じた利用権の設定等を促進する。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準、その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

青森市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体（集落内で組織されている転作集団推進協議会、共同防除組合及び営農組合等）による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

ただし、ひとまとまりの集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障をきたさない場合に限り、集落の一部を除外できるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
 - イ 農用地利用改善事業の実施区域
 - ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
 - エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
 - オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
 - カ その他必要な事項

- ② 農用地利用規程においては、①に掲げる全ての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱参考様式第6-1号の認定申請書を青森市に提出して、農用地利用規程について青森市の認定を受けることができる。
- ② 青森市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 青森市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を青森市の掲示板への掲示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事

項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 青森市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（５）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（５）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（５）の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が（２）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は農業経営改善計画とみなす。

（７）農用地利用改善団体の勸奨等

① （５）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有地（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。

② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（８）農用地利用改善事業の指導、援助

① 青森市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 青森市は、（５）の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、東青地域県民局地域農林水産部、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、青森市担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進、その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

（１）農作業の受委託の促進

青森市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受委託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

(3) その他

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

4 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

青森市は、1から3に掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

- ① 青森市は、今後予定されている圃場整備事業による農業生産基盤整備の促進を通じて、水田の大区画化を進めるとともに、農業近代化施設等の整備を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていくうえでの条件整備を図る。
- ② 青森市は、青森市地域農業再生協議会水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稻作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。
- ③ 青森市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

青森市は、青森市の職員、農業委員会、東青地域県民局地域農林水産部等の職員、農業協同組合の役職員等をもって構成する青森市担い手育成総合支援協議会において、農業経営基盤強化の促進方策について検討する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、青森市はこのような協力の推進に配慮する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、平成18年4月27日から施行する。
この基本構想は、平成22年5月20日から施行する。
この基本構想は、平成24年4月4日から施行する。
この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。
この基本構想は、平成29年2月23日から施行する。
この基本構想は、令和4年6月7日から施行する。
この基本構想は、令和5年8月22日から施行する。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)の施行後においても、同法に設けられた経過措置により引き続き農用地利用集積計画の作成を行う場合の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。